

令和3年度喬木村社会福祉協議会事業計画

はじめに

社会福祉法人 喬木社会福祉協議会は、「心豊かに、人が人を支え、救われる社会」の実現に向け、社会福祉事業と介護保険事業を通して、地域に必要とされる社協の役割と、社会的期待に積極的に応えてまいります。

コロナ禍において、感染症の動向が世界的にどのように変化するのか想像もつきませんが、社会生活は「つながりを、つなぐ」事と「支え、支えられる」関係が大切です。

この地域の共生社会に向け、関係者・関係団体・行政と共に、信頼関係を築き、業績を積み重ね、地域住民の幸福(=福祉)「あたりまえの幸せをあたりまえに」の追求と、社協の使命を理解し、役員全員が、自覚と責任のある行動で、「美し郷」をめざします。

社協職員の行動指針

- 1) 知る者も、好む者も、楽しむ者には及ばない。仕事を楽しむ感性を伸ばす社協
- 2) 出会いを大切に、自分らしく生き、調和を大切にする社協
- 3) 無駄を省き、儉約をし、全員が経営者としての感覚を共有する社協

基本理念

「人と人との関わり」「人とコミュニティとの関わり」「人と自然との関り」を大切にし、自立と共生の権利を応援する社協

社会福祉法人 喬木村社会福祉協議会
会長 座光寺 秀元

事業計画

1, 法人運営

目標

- ① 地域のニーズを把握し、社協事業への理解を広げ、地域福祉事業の推進と介護保険事業の充実を図る。
- ② 高い公益性が求められる社協として、組織の透明性と健全な経営に努め、社協組織の体制強化を図る。

計画

(1) 社協組織の基盤強化と経営改善

- ① 各事業の経営状況を的確に分析して、具体的な健全経営を進める。
- ② 適正な職員配置と、キャリアパス制度の整備充実を図る。

(2) 評議員会・理事会・監査

- ① 評議員は改正された定款に基づき21名から12名に減員し、議決機関としての機能を明確にし、6月の定時評議員会において改選する。評議員会は6月及び中間決算時と3月に開催する。
- ② 理事は定款に基づき6月に改選する。理事会は年4回以上開催し、執行機関としての機能を明確にする。事務局及び職員は日頃から理事の助言を仰ぐ。
- ③ 監事は定款に基づき6月に改選する。監査会を半期ごとに実施する。事務局及び職員は日頃から監事の助言を仰ぐ。

(3) 役員及び職員の資質向上

- ① 役員と職員を対象にした社協活動についての研修会を実施する。
- ② キャリアパス制度に基づいて、職員のキャリアアップを図り、職員の育成に努める。

(4) 行政・地域事業者・住民との連携

- ① 地域包括ケアシステム構築と地域共生社会の実現に向け、行政と課題を共有する。
- ② 村内福祉事業者や介護保険事業者等との連携を図る。
- ③ 赤い羽根共同募金の運動を進める。
- ④ 民生児童委員と連携し、地域のニーズを受け止め対応していく。
- ⑤ 各地区へ出向いて地域福祉に関わる懇談会を開催する。
- ⑥ これまでの社会福祉大会に代わり、地域福祉に関わる住民向け学習会を開催する。
- ⑦ 社協だよりを年4回発行し、またホームページの充実を図り、社協がより身近なものになるように情報を発信する。
- ⑧ 県社協主催の災害カンタンマップの実証実験に参加し、災害時の要配慮者避難支援のしくみづくりを進める。

1-2 地域福祉活動

(1)総合相談事業

□目標

- ①地域のすべての人々が安心して暮らせるよう支援する
- ②生活困窮者や社会的孤立、課題を抱えた方に対する具体的な取り組みを整備・実施する
- ③生活困窮者自立支援事業を中心にして、総合相談支援事業の充実を図る

□計画

- (1) 「まいさぼ」出張相談事業(一次相談窓口)
 - ① フードドライブ事業及びリユース事業
 - ② 長野県あんしん創造ねっと事業(県内社協公益事業)
- (2) 権利擁護の推進
 - ① 日常生活自立支援事業(R2年度より村社協単独実施)
 - ② 財産保全サービス(村社協独自事業)
- (3) 子ども支援の充実
 - ① 生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業(県受託事業)
 - ② 子どもの居場所づくり支援、子どもの支援講座の開催(新規事業)
- (4) 貸付事業
 - ① 生活福祉資金(県社協事業)
 - ② 暮らしの資金(村社協独自事業)
- (5) 生活支援事業
 - ① 喬木村おたすけ隊事務局として生活支援事業を進める。
- (6) その他の事業
 - ① 民生児童委員会に職員が出席し情報を共有する。
 - ② 心配事相談へ出席し必要があれば継続的な相談支援をしていく。
 - ③ 住民向け研修会開催・・・地域の課題についてシリーズによる住民向けの研修会を開催する。

(2)ボランティアセンター事業

目標・・・住民主体のボランティアセンターとして、整備充実を図る

- ① ボランティアの拠点として情報発信を行い、住民と住民、住民と組織をつなぐ場づくりを進める
- ② 誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりを進める
- ③ 災害ボランティアセンター機能の充実を図り、防災・減災への取り組みを進める

□計画

- (1) ボランティアコーディネーターによる相談支援の充実
- (2) ボランティア育成
 - ① 中学生を対象にしたサマーチャレンジボランティアの実施
 - ② 助けて欲しい時に気軽に頼めるボランティアの育成、新たなボランティアの発掘
- (3) 福祉教育の推進…村内小中学校へ出張授業や福祉学習の講師派遣の調整
…児童クラブと地域の人たちとのつながりを作る機会をつくる
- (4) 地域のニーズキャッチと情報発信・・・ボランティア情報誌「さくみち」の発行、
ホームページ更新、パンフレット、掲示板等による。
- (5) ボランティアセンター運営委員会の連携強化
- (6) 相談者のプライバシーに配慮したボランティアセンターの環境整備
- (7) 災害ボランティアセンター関連事業
 - ① 住民、行政、関係機関等と連携し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を6月に実施する。
 - ② 災害ボランティア登録を推進し、行政との連携を図りながら。住民のネットワークを立ち上げ、防災学習会や災害体験等を9月～10月に実施する。
- (8) 災害時要配慮者支援関連事業
 - ① 行政と連携して防災支え合いマップ未作成の地区への支援を行う。
 - ② 災害福祉カンタンマップの実用化に向けて準備を進め、行政・住民・関係団体との災害時の情報共有を進める。
- (8) 福祉団体への援助及びその他の事業
 - ① 喬木村高齢者クラブ連合会事務局
 - ② 喬木村身体障害者福祉協会の活動支援
 - ③ 喬木村手をつなぐ育成会の活動支援
 - ④ 希望の旅事業(共同募金配分金事業)の実施
 - ⑤ 一人暮らし高齢者への支援(稲穂会)
 - ⑥ 住民グループ(サロン)活動への支援
 - ⑦ 認知症予防のための活動・・・認知症カフェの開催援助、認知症サポーター養成講座の開催
 - ⑧ 結婚相談事業の充実・・・定例相談日や日常的な相談事業の充実を図る
 - ⑨ 遺族会の活動支援
 - ⑩ 配食サービス
 - ⑪ 福祉用具貸出し事業
 - ⑫ 訪問理美容サービス・寝具洗濯乾燥サービス(受託事業)
※ 各種団体へ新型コロナの状況によつての調整や対応・支援を行う。

2, 在宅介護保険事業

(1) 居宅介護支援(ケアマネ)

目標…要介護状態となっても、住み慣れた自宅で自立した日常生活を営むことができるように、介護保険等の適切なサービスを計画し、支援する。

□計画

- ①ケアプランの作成、介護相談
- ②利用者家族の会の開催 ……在宅介護事業所と連携して、利用者家族や介護者の方々と情報共有し、小規模学習会を開催する。また、日頃から情報発信する。
- ③ケース検討会……事業者とケアマネとの情報の共有
- ④北部ブロック地域包括支援センター・介護支援専門員連絡協議会等への参加
各種研修会への参加を進め、スキルアップを図る
- ⑤地域ケア会議への参加、地域のケアマネとの連携

(2) 訪問介護(ホームヘルプ)

目標…住み慣れた自宅で、その人らしく安心して暮らしを続けられるよう、自宅へ訪問し必要なサービスを提供する。

□計画

- ①訪問介護……要介護認定者の心身の特性に応じた必要な支援を行う。
- ②日常生活支援総合事業……利用者の自立を支援する生活援助サービス
- ③障害者総合支援事業
 - ・障害者総合支援法に基づき居宅介護、重度訪問介護、行動援護支援を行う
 - ・屋外での移動が困難な障害者等が外出するための移動支援を行う
- ④福祉輸送サービス事業……高齢者・障害者等公共交通機関の利用困難な方の、通院のための移動支援(利用料利用者負担)
- ⑤実習生の受け入れにより、介護への理解を深めてもらう。
- ⑥ヘルパー会において、訪問介護員等技術向上を目的とした会議を定期的に開催する。

(3)通所介護(デイサービス)

在宅で介護を受けている村内の高齢者に対し、日帰りの介護サービスを提供することで、同じ地域に暮らす馴染みの方々と住み慣れた地域で、その人らしく生活を続けられるよう援助する。また介護者を応援し、安心・安全なサービスに努める。

□計画

- ①交流・・・村内2か所の保育園児や異世代との交流
- ②外出・・・クリン草・イチョウ並木等への外出
- ③社会参加・・・季節の行事、地域との交流、村文化祭への参加
- ④健康運動機能維持・・・レクリエーションや職員による健康体操等
- ⑤個別サービス計画に基づいて、利用者様の状況に合わせた介護サービスを提供する。
- ⑥ボランティアや実習生の受け入れ、交流する。
- ⑦総合事業対象者の利用が増える中で、サービス内容のあり方を検討する。
- ⑧アンケートを通じ利用者様や家族のニーズを知りサービスの改善をする。
- ⑨認知症加算対象者を中心に認知症予防プログラム(制作・塗り絵)を実施する。

(4)宅老所

目標・・・在宅で介護を受けている村内の高齢者に対し、地域密着型の通所施設として、少人数で家庭的な雰囲気の中で、日帰りの介護サービスを提供します。伝統行事・縫い物・野菜作りに関わる手作業等、今まで培った経験を取り入れ、生き生きとした居宅生活に反映できるよう支援する。

□計画

- ①野菜・花を育て収穫し、共通の話題を持つ
- ②社会参加・・・季節の行楽・ボランティアとの交流・村文化祭作品展示
- ③利用者家族会の開催・・・家族による参観と懇談
- ④宅老所運営推進会議開催・・・地域との連携を図るため、活動報告・要望等を聞く
- ⑤身体機能の維持、向上・・・外出やお花見、体操ゲーム等
- ⑥実習生の受け入れにより、介護への理解を深めてもらう。

(5)いきいきクラブ(介護予防・日常生活支援総合事業)

目標・・・介護予防総合事業対象者の方々を中心に、介護予防と自立した生活の維持のために、地域の人たちと共に出かける機会として、健康体操、社会参加、交流等の場を提供する。

□計画

- ①今年度は感染症対策のために、半日コースを主に実施する。
班編成は、男性の方を対象にした「男塾」や、地域ごと希望に添って行う。
・営業日・・・月～金曜日の半日(午前を中心に2時間以上)、・営業場所・・・福祉センター
- ②事業内容
 - ・健康維持・・・介護予防体操、健康教室、レクリエーション、料理教室、各種学習会
 - ・社会参加・・・季節の行事、村のイベント参加、外食、買い物、製作
 - ・交流・・・村内ボランティア・子ども達との交流、他地区との交流、福祉体験学習の受け入れ
- ③新たな事業の拡大・・・自宅での入浴が困難な方で、入浴サービスを希望される方のニーズに対応していく。

3, 特別養護老人ホーム喬木荘

理念・・・「利用者様一人一人の尊厳を守り、その人らしい生活を支え、地域の人々が安心して暮らせる福祉施設をめざします」

□目標

- (本入所)・・・ご本人とご家族の意思を尊重し、最期までその人らしい生活を支える
(短期入所)・・・地域の方々が安心して利用できるサービスに努める
(地域との交流)・・・地域のみなさんとのつながりを大切にする

□計画

- ① 新しい生活様式を取り入れた中で、その人らしく生活していただけるよう日々の楽しみや季節感を大切にした行事等の企画、運営
 - ・買い物や外食などの外出、季節行事や行事食の企画
 - ・利用者家族との交流
- ② 地域との交流
 - ・配食サービスの提供
 - ・地域住民との交流や福祉体験、実習生の受入れ